

介護保険関係申請時における本人確認等の取り扱いについて

佐用町健康福祉課健康増進室 H27.12.16作成

【個人番号導入に伴う高齢者等への配慮について】

平成28年1月以降、個人番号（マイナンバー）を記入した各種申請書を提出いただく際は、個人番号が正しいこと（番号確認）や、現に手続きを行っている者が当該個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行うこととなりますが、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請時の対応については、以下の対応を行います。

○ 各種申請については、原則として個人番号の記載が必要ですが、その際、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載する取扱いとします。この場合、番号確認及び身元確認書類の提出は不要となります。

○ 同一の申請の2回目以降の申請の際には、保険者において初回の申請により当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請書への個人番号の記入を省略することができます。省略した場合、番号確認及び身元確認書類の提出は不要です。

【介護保険関係申請の際の本人確認等の方法について】

① 本人による申請の場合

本人が自ら申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付ける際に、（ア）本人の番号、（イ）本人の身元の2つを確認させていただきます。それぞれの場面で必要となる書類は下記のとおりです。（別添1参照）

（ア）番号確認

本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行います。これらが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をすることになります。

（イ）身元確認

本人の身元確認は、

（i）個人番号カード（通知カードではありません。）

（ii）運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等

（iii）官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（(a)氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの）

（iv）（i）～（iii）までが困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提示いただきます。（介護保険被保険者証と負担割合証等）

② 代理人による申請の場合

代理人が申請を行う場合、保険者等で申請書を受け付ける際等に、（ア）代理権、（イ）代理人の身元、（ウ）本人の番号の3つを確認する必要があります。それぞれの場面で必要となる書類は下記のとおりです。（別添1参照）

（ア）代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人（成年後見人等）の場合は、戸籍謄本その他その資格を証

明する書類、任意代理人（家族、ケアマネージャー）の場合は委任状によって行いますが、これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類で確認させていただくこととなります。

（イ） 代理人の身元確認

代理人の身元確認は、

- （i） 個人番号カード（通知カードではありません。）
- （ii） 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等
- （iii） 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（(a)氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの）例）居宅介護支援専門員証等
- （iv） （i）～（iii）までが困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提示いただきます。（介護保険被保険者証と負担割合証等）

（ウ） 本人の番号確認

本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行います。これらが困難な場合は、保険者等において、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワーク）への確認や、住民基本台帳の確認等によって番号確認をすることになります。

③ ①②以外の場合【委任ができない場合、代行申請など】

（ア） 代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、個人番号の記載ができない場合や代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載することなく受付することとします。

（イ） 代理権のない使用者による申請の場合【代行申請】

本人の代わりに使用者が申請書の提出を行っただけに過ぎない場合は、個人番号が使用者に見えないよう、申請書と本人確認書類を封筒に入れて提出する等の措置を講じてください。また、この場合、使用者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできないこと、本人確認書類は「①本人による申請の場合」（ア）、（イ）の写しを同封していただく必要がありますので注意してください。

ただし、被保険者証等（再）交付申請については、使用者（代行申請）による再発行等は出来ません。申請書その他、委任状等の代理権の確認できる書類が必要となりますのでご注意ください。

【留意事項】

○ 介護事業者は、本人から委任された権限の範囲内で個人番号を利用する事務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を利用することは認められません。例えば申請時に視認した個人番号を事業所に記録しておき、それを利用して介護サービス利用者の情報管理を行うなどは出来ません。個人番号が記載された申請書等を業務上の必要でコピーを蓄積する場合は、個人番号の記載箇所の黒塗り等での対応により個人番号が蓄積されないように注意してください。